

## 平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会

### 閲覧用会議資料目次

No.	資 料 名
1	第5回嬉野市政治倫理審査会次第
2	(資料1) 第4回審査会の内容確認
3	(資料2) 調査結果報告書等
4	第4回審査会における委員発言への指摘〈請求者提出資料〉
5	村上大祐市長質疑における疑義、指摘〈請求者提出資料〉

平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会次第

日時 平成31年2月20日(水) 15:30  
場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2会議室

1 開会

2 議事

(1) 第4回審査会の内容確認 (資料1)

(2) 調査結果報告等について (資料2)

■請求者からの提出資料 ①～②

(3) その他

3 閉会

## 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第 9 条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成 30 年度第 4 回嬉野市政治倫理審査会		
開催日時	平成 31 年 2 月 14 日 (木) 15:00~16:37		
開催場所	嬉野市中央公民館 (塩田公民館) 2 階 大集会室		
傍聴の可否	Ⓚ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	40 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、淵野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長	
	その他		
会議の議題	別添「平成 30 年度第 4 回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり		
配布資料	別添「平成 30 年度第 4 回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会		
内 容	事務局より開会を行った。		
審議経過	議長	<p>1. 開会 事務局より、開会を行った。</p> <p>議事を始める前に傍聴者にお願ひがある。本日の会議は公開で行っている。傍聴人におかれては受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくようお願いする。なお、お守りいただけない場合には退席を命ずる場合があるのでどうよろしくお願ひする。</p> <p>録画・録音については、一般傍聴者には前回同様に許可しないこととする。</p>	
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事(1)第3回審査会の内容確認		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1</p>		
審議経過	議長	<p>それでは議事を進行する。本日は委員全員の出席があるので会議は有効に成立している。</p> <p>まずは、(1)「第3回審査会の内容確認」を行う。事務局から説明をお願いします。</p>	
	事務局	<p>前回の審査会の確認として、資料1の会議録を作成しているのでご覧いただきたい。</p> <p>前回は、まず、第2回審査会の議事録を委員に確認していただき、原案のまま公表することをご確認いただいた。</p> <p>次に、請求者側からの補正申し入れ書について審議が行われ、請求代表者の補正が認められた。</p> <p>次に、第2回審査会で事務局に依頼された事項について、事務局から報告をさせていただいた。</p> <p>その後、疑義内容にかかる審議が行われている。</p> <p>政治基準に違反するかどうかについては、利害関係者との接触にあたるのか、利害関係者でなくとも供応接待にあたるのかなどの視点から審議が行われた。資料が出そろってきたこともあり、いろいろな意見が出されたが、茶師プロジェクトについてももう少し詳しく知りたいということになり、その中心人物と思われるKさんから陳述書を出していただきたいということになった。また、市長といっしょに参加した職員2名にも茶師プロジェクトとのかかわりについて陳述してもらいたいということになり、事務局へ依頼された。また、疑問に思う点については直接市長に確認したほうがよいということになり、次回の審査会へ市長の出席を要請された。次回も継続して政治倫理基準に違反するかどうかについて審議することになった。</p> <p>以上が、前回の審査会の内容になる。議事録については、ほぼ発</p>	

	<p>言内容に沿った形で作成しているのでご確認いただきたい。委員から議事録の修正があれば、訂正し、なければこのままで前回取り扱った会議資料と合わせて、議事録を公開することとする。</p> <p>議長            ただいま、事務局から説明があったが、委員の皆様から議事録の内容についてご意見はないか。</p> <p>委員            大したところではないが、私の発言と思うが、資料1の11ページの下から2行目で、「さりげなく広がっていく」は「際限なく広がっていく」という発言に間違いないので、「際限なく」に訂正をお願いします。</p> <p>議長            委員の発言と思われる箇所で11ページの「さりげなく」は「際限なく」ということ。こちらはおそらく文の流れからして明確な誤りであり、ここは訂正をお願いします。</p> <p>                  他の委員の方から意見はないか。特に意見はないので、このまま議事録を公表することとする。修正の方は事務局でお願いします。</p>
その他	

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	2. 議事(2) 審査会から事務局への依頼事項について		
内容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料2</p>		
審議経過	議長	<p>続いて議事(2)「審査会から事務局への依頼事項について」を議題とする。前回の会議で、審査会として欲しい資料について、審査会からの提案資料を事務局に依頼した。これについて、事務局からの回答を求める。</p>	
	事務局	<p>前回の審査会で関係人からの陳述書を出してもらいたいとの依頼があったので、事務局から関係人に依頼し、資料2として3名の陳述書を資料として提出している。また、本日の審査会へ市長が出席することになっているが、公務の都合上、3時半ごろになるのでご了承いただきたい。</p>	
その他			

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	2. 議事 (3) 疑義内容にかかる審議		
内容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	議長	<p>それではここから「疑義内容にかかる審議」に入る。            まず今回の配布資料のうち、審議に係る資料の確認を行う。            請求者側から①～⑫の追加資料、被請求者側から①、②の資料が提出されているので、すでに皆様にお配りしている。            それでは、調査請求の件について議題とする。            まだ市長は到着されていないか。</p>	
	事務局	大丈夫である。	
	議長	<p>本日は市長にご意見というか、今回の件について、こちらから質問で調査をさせていただくが、その前に議論していくことはないか。            もう市長をお呼びしてお話を聞いてよいか。</p>	
		<p>*特に委員から意見は無く、市長が入室。冒頭に会長の許可で報道関係者による市長の撮影が行われた。</p>	
	議長	<p>本政治倫理審査会会長の吉田と申します。今日はいくつかお話を伺いますが、先に私の方からお話を伺って、足りないところがありましたら、委員の方々から追加で聞いていただくという形にさせていただきます。            早速ですが、今まで市長側から弁明書、陳述書を出していただいておりますが、これについては確認されて間違いはないということでもよろしいでしょうか。</p>	
	市長	はい、そのとおりです。	
議長	では、私の方からいくつかお尋ねいたします。今回の問題視され		



	<p>ている会食が平成30年7月9日とのことですが、この日の前後についての市長の行動について簡単に確認いたします。まず、7月9日にこの会食に行く前の市長の行動なんですが、記録上、まず朝一で佐賀を出られて、その後セグウェイジャパンの方を視察されたということですね。</p>
市長	<p>はい、相違ございません。</p>
議長	<p>空港からセグウェイジャパンまではどのような経路で行かれたのですか。</p>
市長	<p>車でまいりました。T氏の車で同乗する形で職員と合流をしてまいりました。</p>
議長	<p>個人名はイニシャルでお願いできればと思っております</p>
市長	<p>はい。</p>
議長	<p>セグウェイジャパンでは、東京ベイコート倶楽部の会員であるT氏、もう一人がK氏で女性の方も一緒に視察されたのでしょうか。</p>
市長	<p>はい、相違ございません。</p>
議長	<p>この時点で市長はこのお二人と面識はありましたか。</p>
市長	<p>その時に初めてお会いしました。</p>
議長	<p>このお二人については、市の職員の方からどういう方と聞いていたんですか。</p>
市長	<p>以前、嬉野にお越しいただいて東京で会社を経営されている方ということで、もう一人の女性の方は嬉野の出身であるという風にお伺いしております。</p>
議長	<p>セグウェイジャパンまで行かれる車の中ではどのようなお話をされたのか覚えていらっしゃいますか。</p>
市長	<p>そうですね、これから行くことでもありますので、そういったどういものができるのか、嬉野に来ていただいた時にどういう所に</p>

	<p>行かれましたかとか、そういった話をしながら、また、雑談では、占いとかそのような話をしたと記憶しております。</p>
議長	<p>市の職員とそのお二人の関係については何か話題に出ましたか。</p>
市長	<p>以前嬉野に来られた時に案内をしたと、その程度は聞いておりました。</p>
議長	<p>セグウェイジャパンの視察の時間はどれくらいでしたか。</p>
市長	<p>そうですね、だいたい2時間から3時間、打ち合わせを含めるとそれぐらいじゃないかなと思っております。</p>
議長	<p>7月9日のセグウェイジャパンに行かれる行程が決められた時点で、それ以降の予定はどのようになっていたのですか。</p>
市長	<p>特にその時点では決めておりませんでした。</p>
議長	<p>もしも東京ベイコート倶楽部の会食に行かなければ、どのようにしたとお考えですか。</p>
市長	<p>一緒に来た職員とそこら辺の居酒屋か何かでちょっと反省方々とかそういったところは頭の中にはあったと思います。</p>
議長	<p>東京ベイコート倶楽部で会食があるということを知ったのはどのタイミングだったのか教えてください。</p>
市長	<p>視察の帰りの車中で知ったと認識しております。</p>
議長	<p>それはどなたからの誘いだったのか覚えていますか。</p>
市長	<p>本市の職員の誘いです。</p>
議長	<p>どういった趣旨、内容の会食と聞いていましたか。</p>
市長	<p>嬉野に来ていただいております、嬉野に興味を持っていただいております、他にも色々な形で交流のある方、嬉野市出身の女性の方を中心とするそういうネットワークの方が参加をされるという風に聞いて、その辺の詳細をさらにお尋ねをしますと、有名な著名な漫画家の方も</p>

	来られるということでありましたので、そういった風に聞いております。
議長	何人ぐらいの方が来られると聞いていましたか。
市長	規模はその時点では把握していませんでした。
議長	セグウェイジャパンで一緒のT氏とK氏は居るということは聞いていらっしゃるんですか。
市長	そうですね、帰りの車中でもありましたので、この人達も含めて一緒に参加ですよという事でありましたので、その短い時間ではありますけど、視察の間でもとても良い方でもいらっしゃいましたし、良い印象を抱いていましたので、そういうことであればということでその様に認識しておりました。
議長	会食の場所は東京ベイコート倶楽部という所だと知ったのはどこのラインですか。
市長	その車中の中でお台場の方面ということで、そこはどこかということで、その名称を聞いたところであります。
議長	市長がそれまでその会場に行ったことはありましたか。
市長	いいえ、一度もございません。
議長	市長としてはこの会食に参加しようとした一番の理由は何でしたか。
市長	やはり嬉野に興味を持っていただいているという事でありましたので、まさにトップセールスというところもありましたし、また、著名な方もいらっしゃいますので、なかなか市の通常業務では会わない業態の方だということも何となく察しましたので、そういうことであれば、見聞を広めるためということも併せて参加をするという風に決めたわけでございます。
議長	今回の会食に参加されています著名な漫画家の方、この方はT氏と知り合い、それとも、市の職員と知り合い、どちらのどういう認識でしたか。

市長	<p>ちょっとそこまではですね、知り合いの知り合いかもしれないしぐらいのところではありますけど、いずれにしても、参加をされるということでもありますし、社会的にも一定の評価を得ていらっしゃる方だと認識しておりましたので、そういった妙なつながりではないだろうとは考えていました。</p>
議長	<p>今、妙なつながりではないだろうという風に思われたとおっしゃられたんですが、それは今回の会食が市の職員を介してだったからという一つの理由ですか。</p>
市長	<p>まあ、そのへんはあろうかと思います。</p>
議長	<p>会食について会費の有る無しであったり、あるいは何か負担するものについてなんですが、事前に尋ねたことはありましたか。</p>
市長	<p>事前には私の方からは尋ねておりません。</p>
議長	<p>実際に東京ベイコート倶楽部に行かれて建物の印象はどうでしたか。</p>
市長	<p>そのへんの建物に関しては、とても立派な建物だなという認識を持ったところでございます。</p>
議長	<p>その会場には先に市の職員が入っていたらっしゃったんですか。</p>
市長	<p>市の職員が先に入っていたようです。</p>
議長	<p>市長がその場に入られた時に他に何人ぐらいいらっしゃいましたか。</p>
市長	<p>入った時点では全ての参加者が揃っていないような状況でもございまして、だいたい4名か5名だったという風に思っております。</p>
議長	<p>その場に市長が行った時に初対面の方々も多くいらっしゃったと思いますが、嬉野市の市長であるという認識を持たれて出迎えてもらったという意志はありますか。</p>
市長	<p>車中でお会いした2人については当然知っているかと思えます</p>

	<p>が、1名ほどは市長ですかという反応もされた様であります。</p>
議長	<p>当日は市長を含めて11名その場に居合わせたということなんですが、結局どういう方々の集まりだという風に最終的には思われましたか。</p>
市長	<p>ITからそういったサブカルチャー系の出身とするコミュニティではないのかなと理解をしたところです。</p>
議長	<p>市の職員がアニメ関係のクリエイターの方々の場に居ることについてはは、どういう理由から市の職員がこういう場を知っていると思われましたか。</p>
市長	<p>色々そういった人脈を個人で広げているものだろうと思っておりました。</p>
議長	<p>市長もご存知かも知れませんが、その時の様子というのが写真の画像としてアップされていたりしていますが、市の職員が泡風呂に入ってバスローブを身につけていたというのは目撃されていますか。</p>
市長	<p>声の上がる方に行ってみたら、そういった風になっていたということで、自分の中で目撃しております。</p>
議長	<p>市長も泡を手に行っている写真がアップされていますが、それはどういったきっかけから応じたのですか。</p>
市長	<p>何かボコボコと上がっていたので、これはどういうものかなと思って、手に取っていく中で、ふと、その辺で吹いたということではあります。</p>
議長	<p>市の職員のそういった行動に対して何か市長として思ったことはありますか。</p>
市長	<p>そうですね、そのへんについては、色々内輪の中でもありますので、色々そういったのりというところで乗っかかっている部分もあるのかなという風には思ったところです。</p>
議長	<p>その日、市の職員は宿泊されていますよね。</p>

市長	はい。
議長	それについて市長は何かお考えはありますか。
市長	結果として宿泊したということは、あまりよろしいことではないという風に考えております。
議長	その日の会食が終わった後、記録によると、市長はその日の夜中11時半頃会場を後にされていますが、その日の出席者と連絡先を交換したということはあるでしょうか。
市長	そうですね、女性のK氏とは視察の帰り道に連絡先をSNS上を通じて当日の視察写真を送っていただいたということで、自動的にそこは交換をした形にはなると思いますし、それぞれ名刺交換をさせていただいておりますので、一応、そのへんはそれぞれオフィスの連絡先を含めてしてるんだという風に認識をしております。
議長	名刺交換以降に実際に連絡を取った方はこのK氏ぐらいですか。
市長	そうですね、他は特に、その後SNSの友達としてつながったということはあるんですけど、直接そういったダイレクトのメールのやり取りというのは他の方とはしていないという風に思っております。
議長	K氏とのメールのやり取りは、どういったやり取りがあったのですか。
市長	昨日のお礼ということで翌日しましたし、また、数日後に何か面白い景観があるような所はその写真と共に送られて来て、あ、そこはすごいですねって話で、やはり嬉野のまちの課題として、嬉野に来たぞという一つのキラショットと言いましょか、そういった象徴的な風景というものがあつたらいいですね、といった雑談はしました。
議長	会食の場で茶師プロジェクトという名前は出た記憶はありますか。
市長	一切ありません。

議長	会食後 7 月 9 日以降に K さん以外の方から何かお礼の連絡とかはなかったんですか。
市長	特に無いという風に思っております。
議長	市の職員からその会食以降にその会食に出席した方々とその後何かお付き合いがあるような話は出てなかったですか。
市長	それ以降全く聞いておりません。
議長	報告は受けてないですか。
市長	はい。
議長	私からは以上です。他の委員の方々からご質問があれば、どうぞ。
委員	2 点ほどお伺いしたいと思いますが、1 点目ですけど、会合と言いましょか、会食に行かれた時に、申請書の写真に載っていますが、それぞれに席を設けている形ではなくて、料理とかビュッフェ方式ですが、それを皆で取るということですか。
市長	最初は座る位置はあると思いますが、指定席という形ではありませんので、色々な話の流れで移動をしておりましたが、そういう認識で差し支えないという風に思っております。
委員	もう 1 点、これはお考えを聞くということになりますが、そもそも会合に出席した動機が、嬉野をアピールしたいという話でありまして、特に今日は地方自治体はいかに自治体力を高めていくのかというのが、どこの自治体でもあるというのは間違いないと思います。そういう意味で、人脈を広げ嬉野を売り込むということは重要なことだと思いますけど、一方、今回これが正に問題になっていますけど、政治倫理条例が求める倫理基準の抵触ですね、つまりは、相手方との距離の置き方、係わり合いについて、市長として何かお考えはありますか。
市長	そうですね、私もなるべく皆さんと近い所で親しみやすさを打ち出すことも市の魅力をアピールすることと聞いていましたので、そのへんは、少し若くしてなっているということもありまので、なる

	<p>べく皆さんと波長、アンテナを合わせるという努力もしなくてはいけないとは思ってはありましたけれども、やはり、今回こういったことで誤解を招きかねないということも一つの教訓として、私の中でもしっかり胸に刻まなくてはいけませんので、そのへんは、今後については、しっかり吟味、熟慮する必要もあると考えております。</p>
委員	<p>確認です。会食の時に茶師プロジェクトの話は出なかったということですが、今現在では茶師プロジェクトとはどういうものかご存知ですか。理解されていますか。</p>
市長	<p>この請求があった後に、当然、市の職員が目をとおす訳でありますので、こういったものの議事録と言いますか、そういう提案書というようなものはできたとは思っておりますが、そこの中身をしっかりと見る限りは、事業提案とは程遠い内容だと考えております。</p>
委員	<p>茶師プロジェクトというライン仲間がライン上で嬉野の茶師を題材としたアニメ制作のことが書かれていますが、嬉野市ではそのような制作の計画があるのですか、ないのですか。</p>
市長	<p>一切ありません。</p>
委員	<p>セグウェイジャパン視察の日程はいつ聞きましたか。</p>
市長	<p>本当に出張の前の7月に入ってからではないかなと思っております。</p>
委員	<p>職員から視察に行きませんかと決まったという報告はいつですか。それは覚えてないですか。</p>
市長	<p>7月の中旬、7月2日か3日ぐらいだったと思いますが、職員自体はその前から予定を決めていたようでしたけど、どうですかということで、それは、新しい嬉野市のためにも、直接私も見たいと言ったところであります。</p>
委員	<p>職員から会食に誘われた時に、少し失礼な言い方になるかも分かりませんが、会員制リゾートホテルは外部と遮断されております。市長が参加される情報が漏れることはありませんと言われましたか。</p>



市長	一切ありません。
委員	これだけ市民の方に不安や困難を招いたということで、今後、市長はどの様にしていきますか。市長自身としてどのようにして責任をとられるのか具体的にお聞かせいただければと思います。
市長	今回の件で、会食の事実に加えて、憶測や風聞も加えて拡散したということで、嬉野市や嬉野市役所に対するイメージを損なう事態を招いたということは、私の不徳の致すところでもあると思いますし、そのへんについては、しっかりと責任をとっていく所存でございます。そういった中で今後、色々と新幹線事業も含めて大型事業が控えておるわけであります。一点の曇りも無いように、そういった契約の成立過程についてもしっかりと透明性を今まで以上に確保しながら、慎重に市民の方にしっかりと説明をしながら進めていく、そのような中で市民のご期待に答えていきたいという風に考えておるところでございます。
委員	当日の会食時には茶師プロジェクトというメンバーの方が来られていたと思うんですけど、積極的に動いておられる方がKさんで、そして、もう一人女性の方がずっとアニメの原案を作られていて、それを嬉野市に対して送られていたんですが、会食の場でアニメの原案など嬉野市の内容をお話されていたんでしょうか。
市長	嬉野茶を題材にしたというようなアニメ制作というような話はその時点で一切私は関知をしております。
委員	その場では茶師プロジェクトの話は全く無かったということでよろしいでしょうか。
市長	はい。
議長	他よろしいでしょうか。
委員	市長にお願いがあります。これはお願い事ですが、今回の審査請求と説明会開催請求の資料を見る限りは、どうも議会の運営とか執行部とかの関係、それと平成30年9月に旅館の社長さんとかの話し合いがあっっていますよね、その後、市長は何もされていないということが見受けられますが、そういうことが今回の発端になったと資料から見ると、10月(9月)議会とかまずかったとか考えられ

	<p>るんですが、そこらあたりをもう少ししっかりとさせていただかないと、われわれ市民としましては、嬉野市民ですので、議会と執行部は両輪ですから、そういうところをしっかりとさせていただいて、良い嬉野市を作っていただきたいと思います。執行部が欠けてもいけないし、議会も欠けてはいけません。そこらあたりを上手くやっただいて、良い嬉野市を作っていただきたいというのが私のお願いであります。これは市長への要望です。</p>
市長	<p>お答えはよろしいですか。</p>
委員	<p>是非していただければと思います。</p>
市長	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>最後にですが7月9日のそうそうたる顔ぶれ、都内で比較的著名な漫画家、あるいは事業者が集まっているということは、会食のどっかの段階で把握されたような感じがするんですけど、この方々が要はKさん、あるいは市の職員とどういう関係なのかということについては深く聞かなかったのですか。</p>
市長	<p>そのへんは、本当に嬉野に来た時に知り合いになってという形で職員が個人的に築き上げた人脈の仲であると考えております。</p>
議長	<p>他よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。これで以上となります。</p> <p>※市長への聞き取りが終了し、市長は退室</p>
議長	<p>ただ今市長からの発言、回答があったが、今回の政治倫理審査会の目的としての条例違反があったかなかったかについて、なおまだ調査が必要と思われる項目はあるか。</p>
委員	<p>私はありません。</p>
委員	<p>今回の件が第2回審査会で決まった判断基準、国家公務員倫理規程であるが、これを前提にするなら、私はここを判断できる材料が出揃ったと思う。</p>
議長	<p>追加の事実確認はもう必要十分ということではよろしいか。</p>

委員	はい。
議長	<p>それでは、現時点までに出されている資料、あるいは市長の発言を踏まえて、今回、条例に違反するかどうかの判断基準として、政倫審で利害関係者にあたるか否か、あるいは社会通念上相当な供応接待の程度を超えていないかどうか、そのあたりが、判断の一つのポイントになるかと思うが、そのあたりについて、今までに出てきた事実からどのように判断されるのか、ご意見はあるか。</p>
委員	<p>まずは利害関係者にあたるかどうかというところからであるが、茶師プロジェクト、ライングループであるが、これが利害関係者にあたるかどうか、このあたりから順番に見ていければと思う。この利害関係者については、国家公務員倫理規程の質疑応答集で詳細に規定されているが、本件でこの利害関係者の問題になりそうなのが、国家公務員倫理規程第2条第7号で、これは、国の支出の原因となる契約、これは嬉野市が契約する過程においてということになるが、利害関係者にあたるかについては、解説で言うと7ページにある。契約に携わる仕組みの説明がされているが、この契約に関して利害関係者になるというのは、契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、これらの契約をしようとしていることが明らかである事業者等という、そういう解説をしてある。これは、利害関係者の範囲を検討する上ではやはり重要な指針であり合理的な基準であると考えている。だから、本件もこの基準に従って判断をするということが合意的であると私は考えている。そうした場合、まず、これが当てはまるかどうかであるが、茶師プロジェクトライングループが利害関係者にあたるかどうかということが問題であり、アニメ制作についての情報交換グループということは確かである。しかし、アニメなるものの内容がまだ確定しているものでもなく、漠然としたもので極めて抽象的なものである。こういうアニメがありますのでどうでしょうか、あるいはアニメ制作として契約をできる状態とは判断しにくいというのが一点、そして、ライングループ仲間は著名な人、色んな人がいてアニメ制作関係者がいるが、それを1事業者として見れるのかというと、一つのアニメについて色々話をするグループにとどまっていると判断するのが合意的ではないかと思う。こういう事情であるが、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等という、これにも当たらないというのが私の判断である。したがって、この茶師なるものが嬉野市の利害関係、市長は契約に関して広い権限を持っているから、市長権限</p>

	<p>は問題ないと思う。しかし、果たして、相手方が嬉野市の利害関係者にあたるかといわれると、本件基準を参酌する限りはちょっとあたらないのではないかというのが私の判断である。</p>
議長	<p>他のご意見、あるいは同意見はないか。</p>
委員	<p>先ほどの解説書の7ページの下の方であるが、利害関係者となる者の範囲でア、イ、ウであるが、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等で、「明らかである」の意味については、「通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指す」とあり、先ほど委員からあったとおり、その当時の茶師プロジェクトの要するにアニメ制作の実態をみれば、明らかということでも言えないのではないのか、また、事業者にも該当しないのではないのかと私は思っている。</p>
委員	<p>今回出てきているKさんの陳述書と職員の陳述書を照らし合わせてみても、積極的にある程度の計画はされているが、具体的な提案の手伝いをする人はいませんでしたということと述べられている。職員に対しても話などは一度もしたことがないということ。また、女性のTさんであるが、ライン上に企画書の様なものをアップされているが、それに対する意見とかを職員の方に求めたこともないということ。プロジェクトとしては、Kさんは正式な見積書や提案書などを提出したことはないということを言われているので、契約をしようとするにはあてはまらないのではないのかと思っ</p>
委員	<p>確かに茶師プロジェクトについては、まだ基本構想の段階であるということは資料の方から読み取れるが、基本構想でありながら、市とか市の観光協会とか茶協会とか、あるいは地元関係に、その制作費、資料によると1,500万円かかると、それを何とかスポンサーになっていただきたいということで、そういうところでは若干は進んでいたのかなと、それをどこまで認識していたのかということ。ただ、職員の方とのやり取りというのは出てきていないから分からないが、推測では、市の職員の方にはこういう基本構想については来ていたと、これが上につながったかどうかは疑問であるが、結果的に言えば、市長の第4条第1項（嬉野市政治倫理条例）には該当しないのではないのかと、今の時点ではそういう風に考えている。</p>

議長

今出た点で何か補足はあるか。

私としては、結論と言いか、今まで出てきた証拠疎明資料関係でどこまで客観的に認定できるのかと考えたが、判断の基準は最初に委員から言っていた枠組みになってくると思う。実際、契約の締結をしているのか、申込みをしているのかというところは事実として確認できないので、そこに至る近いところまで来ているかにあたるかどうか、そこを（会食で）費用負担をされた方との利害関係性になってくるかと思っている。それで、この事実は証拠から分かるのかなというところをいくつか挙げさせていただくと、昨年平成30年4月22日に嬉野ツアーをきっかけにして、嬉野市の茶師を主人公とするアニメ制作企画、茶師プロジェクトと題するライングループが形成された。茶師プロジェクトのライングループは、アニメ会社ゲームソフトウェアデジタルコンテンツの会社代表者、またその関係者及び著名な漫画家などで構成されている。その中には嬉野市の職員も当初より1名含まれている。また、茶師プロジェクトのグループには平成29年度に嬉野市と契約関係にある事業者も含まれていた。それから、平成30年5月31日にこの同じライン上で議事録と題する文書がメンバーに共有されている。この議事録は、茶師アニメの概要が記載されていて、更にスポンサーの選定についてもふれられている。また、同じ年の6月には佐賀県嬉野市役所様御提案書という茶師プロジェクトと題する資料がライン上でメンバーに共有されている。このラインのメンバーというのは、7月9日の本件会食に参加した人達で構成されている。もう少し具体的にみると、平成30年4月22日以降に茶師プロジェクトのメンバーで嬉野市を舞台にしたアニメ企画についての構想、これはやはりライン上で意見が出されていて、5月末頃にはメンバーの一部が実際に都内に集まって意見を交わしている。その結果、議事録というものが作成されている。この議事録はスポンサーの一つに嬉野市役所も挙げられている。また、嬉野市に対するプレゼン資料として、先ほど述べた佐賀県嬉野市役所様御提案書茶師プロジェクトと題する資料も作成されている。ここまでは様々な疎明資料からはある程度間違いないのかなと私は判断した。こういった事実を踏まえた上で考えてみると、まず企画内容については、嬉野市からお茶、あるいは茶師という着想をえてアニメ化やいわゆる聖地巡礼というものによる地域おこしという構想が可能性はおそらくあったらと私は考えるが、佐賀県嬉野市役所様御提案書茶師プロジェクトと題するプレゼン資料の中には佐賀県内の自治体を含む他の自治体のアニメによる経済効果を指摘するにいとまっており、企画実現に向けての構想がこのプレゼン資料からは具体化しているとは考えられないと

思っている。また、その前の議事録には、スポンサー候補として嬉野市役所が挙げられているものの、あくまでも考えられる複数候補の一つという位置付けになっている。更に言うと、最近アニメによる地域活性化という発想自体が比較的好く見かけられるもので、その構想があったから直ちに実現できるという風にはちょっと考えられないかなと思っている。また、こういった実現に向けて嬉野市に対して正式な企画書の提案がなされたという事実は無く、一方で嬉野市の職員が常時企画を7月9日の会合前から知っていた可能性はあったんじゃないかと思うが、具体的内容のところは、見積書や提案書これに準ずる提案というのはなされていない。また、市の職員がライン上でプレゼン資料に対して特に反応を示していないところからすると、嬉野市に対する茶師プロジェクトの正式な提案がなされたとは言えないという風に考えている。さらに、7月9日の会食後に市の職員からライン上で「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」という発言があるが、この時点においては、おそらく会食のお礼という意味合いも含めての社交辞令の範疇を超えるものではないんじゃないかと考えた。こういったところからすると、少なくとも茶師プロジェクトの具体性という意味では、どなたかの陳述書には冗談だったと、そういった書き方もあったが、そこまで可能性が低いものとは思わないが、あくまでも潜在的な利害関係性にとどまるのではないかと私は考える。そうすると、結論としては、今回の会食で費用を主に負担された茶師プロジェクトメンバーであるT氏が被請求者市長と利害関係を有していたとは考えられないと私は思っている。

利害関係の該当性に関する事で何か補足などないか。

委員

今述べられたとおりと思う。

議長

他に特に意見はないか。

委員

特別にはない。会長が言われたとおりだと思う。

議長

委員、よろしいですか。

委員

はい。

議長

そうすると、こちら条例違反の判断する認定の枠組みとして、そうであっても条例違反にあたる場合があるようなことは従前確認していたところではあり、それはどういうことかと言うと、社会通念

上相当と認められる程度を超えた供応接待があったか、これは市長が負担をされた負担の金額の割合であったり、どういう振る舞いをされたのかとか、そういったところがポイントになると思う。これについて、お考えがあれば、委員の方からお願いできるか。

委員

ここの利害関係者以外からの禁止行為として、5条（国家公務員倫理規程）があり、5条の1項で、「職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。」これにあたらぬかという問題かと思う。その際、本件が供応接待にあたるのかどうか、あたるとしたらどの程度のものかという問題があるかと思う。供応接待については、3条（国家公務員倫理規程）に関する解説で、参考資料解説書の11ページになるが、「供応接待とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供でなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ等）がこれに該当する。」とある。供応接待とは、通常は一席を設けてもてなすことであり、これと対比的な使われ方が立食パーティーで、3条（国家公務員倫理規程）で禁止行為の例外として、これは利害関係者にあたってもということであるが、2項で「前項の規定にかかわらず、職員は、次の行為を行うことができる。」として、その2号で「多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。」、さらに6号で「多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者からの飲食物の提供を受けること。」というのが例外に認めてよいという扱いになっている。それで、立食パーティーの定義が13ページにあり、「立食パーティー」とは、「飲食物が提供される会合であって立食形式で行われているものをいう。」と定義されている。立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置かれていても構わない。こういうものであればよい。立食パーティーは、供応とは区別がされている。確かに、ここは考えてみたが、下心があるときに人をもてなす時には当然席を一席設ける。本件の場合は、料理はなかなかのものが出ているようではあるけど、これはみんなでつつきましょうという、出てきた画像（写真）から見ても読み取れる。いわゆるビュッフェ方式である。特定の人をもてなすという形ではない。そうすると、そもそも利害関係者との間の供

応接待かはちょっと怪しい。さらに言うと、供応接待を繰り返し受けると、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けることを禁止しているわけである。本件の場合、会食の費用は計算上は1人あたり1万円という資料が出されていた。金額としては、そこそこのものではあるが、要するに会社の保養施設として、立派な施設であるが、立食型のパーティーを開いた。そこに市長も招待されているということが事実関係から認定できる。そうした場合、5条（国家公務員倫理規程）でいう利害関係者には該当しない。もともとの全体の費用をもった方が利害関係者というのは難しいということになり、供応接待にはそもそもあたらないと私は思うし、仮にここがグレーゾーンだとしても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたとまではいっていない。少なくとも政治倫理に違反する行為とまではいかない。さらに言うと、参考資料解説書質疑応答集の9ページを見ると、立食パーティーというのがあって、問49で「立食パーティーにも提供される飲食物の費用に幅があると思うがどうか」に対して回答が「立食パーティーであれば、提供される飲食物の費用の多寡は問わない。記念品についても、パーティーの参加者全員に配布されるものであれば、利害関係者から贈与を受け取ることは許容される。なお、当該立食パーティー及び記念品に係る価格が5千円を超えるときは、本省課長補佐級以上の職員は贈与等報告書を提出する必要がある。」となっている。さらに問50で「出席者のほとんどが利害関係者であるような立食パーティーであっても、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められるのか。」に対して回答が「立食パーティーであれば、出席者の構成にかかわらず、利害関係者から飲食物の無償提供を受けること及び利害関係者から記念品を受け取ることが認められている。」という考え方になっている。立食パーティー形式は供応接待と区別して、立食パーティー形式であれば、過度な接待を疑われるようなそういうものではないと区別されている。

委員

利害関係者の中身については、3条（国家公務員倫理規程）で、先ほど利害関係にはあたらないということになったが、利害関係者以外の場合も5条（国家公務員倫理規程）の関係であるが、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益を受けること、これを禁止していることであり、繰り返しの供応接待、また、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待としては認められないのではと思う。



委員	<p>利害関係者ではないということであれば、不当に繰り返しが無いということと、地位利用については、市長が参加するという事は皆さん知っていなかったということで、紹介をされて、嬉野市長も来たんだなということでの会合になったと判断されるので、その点で2号（嬉野市政治倫理条例第4条第1項）に違反するまではいかないのかなと思う。</p>
委員	<p>NACの代表者であるが、その方の施設を利用して、飲食物も提供されているので、そのへんは利害関係にはなるのかなと思ったが、一応、会場設営等の準備とかはTさんがされて、全部はKさんたちがされているので、直接的には社長（代表者）はかかわっていないのかなというのがあるので、先ほど委員が言われた判断でいいのではないのかなと思う。</p>
委員	<p>本件では、この会食が最初から予定されていて、市長を前提として招待をするという、そういう趣旨の会合ではない。職員さんが東京に来たのもてなすという。この職員さんに関しましては、私もどうかなと思う。こういう泊まったり、接待を受けたりというのは問題があるのではないのかと思うけど、それは別問題であり、市長の政治倫理条例違反ということだけを見ると、供応接待等は一席を設けてもてなすことであるので、別の目的で予定されていた立食形式のパーティーに行きませんかということで、やってきた方は、もうちょっと考えてくださいと言うことはあるのかもしれないが、これを政治倫理条例違反とするのは、このことをもって市長としてはふさわしくないと判断するのはできないと私は思う。</p>
議長	<p>先ほどの委員の発言で分からないところがあるが、利害関係者がNACの代表者にはあたらないというご理解か。</p>
委員	<p>そうです。直接的には利害関係者にはならないと思った。これが施設の提供をされていて、あとは職員に対するお礼をしたいということでKさんが設営関係をされているので、利害関係者の供応接待といえるかどうかというところで、利害関係者にはあたらないと思った。</p>
議長	<p>利害関係者にはあたらないが、次の段階の話として、供応接待が社会通念上の度を過ぎたかどうかという点については、もう1回お発言いただけるか。利害関係者にあたるかあたらないについては、あたらない。あたらなくても禁止行為といわれる場面がありそうだ</p>

	と、社会通念上繰り返しなされた供応接待であれば禁止されますよということ、社会通念上度を過ぎた供応接待というものがあつたか なかつたかについては、どう判断されるか。
委員	それは1回きりの会食で、繰り返しはなかつたということでもいい かと思う。
議長	そうすると、結論的にはどう判断されるのか。
委員	NACの代表者は利害関係者には該当しないと思う。
議長	なおかつ社会通念上相当と認められる程度の供応接待はないとい うことであるか。
委員	そうです。それはないと言えると思うが。
議長	分かりました。 皆様からご意見をいただいたので、先ほどの市長の意見であつた ので、判断枠組は委員から指摘のあつた社会通念相当と認められる 度を過ぎた供応接待があつたか なかつたかの判断が次のステージで 必要となる。供応接待という自体は、あくまでもその人をもてなし て、ある程度利益を享受できるような、そういう関係性を構築する 目的が正に供応接待である。通常もてなすというのは、やはり場を 設定して来ていただくわけですから。市長が来た段階で全員揃って いない。あとからばらばら来られているということは争えない。 それから、ラインのやり取りというのは、この7月9日の問題視さ れる前のやり取りであるから、ことさらに隠すことはないので、一 番のポイントの判断の柱になるんじゃないかと思うが、ここでも市 長が参加するかどうかについては、全くふれられていない。そうす ると、やはりその場で急遽市長に声をかけたら来ますよと言って実 現された会食かなという気がしている。逆に言うと、市長が来なく ても実現された会食だと思うので、これは問題視される供応接待で はないだろうと思っている。ただ、請求者が言うように、これが接 待かと言えば非常にグレーのあるものであるもので、もう少し考えて みると、会食にあたってNACのTさんが負担された金額が記録に よると10万5,300円。参加者で頭割りすると、9,527円 になるとこれは被請求者市長側が言っている。さらに市長は会費は 払っていない。これは間違いない。ただ一方で嬉野茶が9,320 円相当で持参をした。これが対価的にはおおむねつり合っている。

そういう弁明があっている。嬉野茶を本当に買ったかどうか裁判レベルで示されるかというのはともかくとして、おそらく持って行ったと、それから、金額的にもそこそこの金額。そうすると、対価として全く均衡していなくても、これは受けた食べ物とかサービス代としてはそこまで社会通念上相当と認められる程度を超えた提供であったかという、そこはそうではないんじゃないかと思う。また、繰り返しというのは、事実上やはりない。もう一つ請求者側が問題視している東京ベイコート倶楽部の客室購入権、利用権、これが2,000万円あるいは1,710万円なのか、ここはちょっと争いがあるが、これを供給の母数として入れるのはできないのではないのかと私は思うが。理由としては、それを認めてしまうと、仮に市長がどなたかの豪華な自宅に招かれただけでも供給接待になってしまうので、やはり単純にそこをコストとしては入れられないのかなと思う。もう少し言うと、この時どういう振る舞いをしていたかということも厳密な供給接待にはあたらないということ、どういう扱われ方というか、皆さんがどういう風にみられたかが一つのポイントだと思う。特に今回画像(写真)が外に出ている。これが一つのきっかけでこういう政倫審が開かれたという経緯があるので、やはり画像をよく見ると、確かに市の職員がシャンパングラスを手に気泡風呂に入ったり、バスローブでお酒を飲んでいたり、あるいは会員制のホテルに泊まってしまっている、これは一般の市民からすると、ちょっとやり過ぎではないかという印象を受けるのは、私も否定できないが、それと市長の振る舞いを同列には論じられないのではないのかと思う、市長としては、少なくとも疎明資料から出ているのは、泡風呂の泡を手のひらに乗せて泡を吹いている。この程度では、先ほどの市長の話から、はめを外すようなおもてなしを受けていたということも言えないのではないかと考えられる。結論としては、委員の方々と同じになるかも分からないが、社会通念上度を超えた程度もそうだが、供給接待とまでは言えないという風に私は判断しました。

議長

何か言っておきたいこととか、私の意見に対して何かないか。

委員

感想ですが、私も会長と同じ捕らえ方であるが、会長の方から客観的な疎明資料に基づいて詳細な事実の認定を説得のあるお話があり、正にそのとおりという風にと私も思う。

議長

他にご意見はないか。

あと、この場で申し上げるのか分からないが、斉藤教授の法令解

積のご意見がこちらの審査会とは若干ずれてるところも確かにあるが、斉藤先生のご理解を前提としたとしても今回は条例に反していないんじゃないかと考えている。まず嬉野市政治倫理条例の第4条第1項1号、これは要するに市民の代表者としての信用失墜行為、これを禁止している。要するに利害関係者からの利益供与だと思うので、こちらの政倫審で話した内容とかなり重複するが、先ほど私が申し上げた会合での振る舞い、それを見た市民からどう映るかということがポイントだと思う。市の職員がどうだったのかということは、この場では申し上げられないが、市長としては、泡風呂の泡を吹いていたという事だけで、何かそれ以上のやまし行為をしているのではないかという疑惑までは私の方では感じるところは無かった。もう一つ、条例第4条第1項2号、これは市長も議員も含めて、「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。」と定められており、ここで、斉藤先生は、地位利用というのは相手側が市長の地位や肩書きを利用しつつ、これを利用する意図があつて、なおかつ、これを市長も認識している。つまり相互利用としている。相互利用というのはそれも認識しているというのが必要になってくるが、今まで利害関係者の事実認定とも重なるが、市長としての認識としては自分が利用されていることが分かった上でそこに訪れたとは言えないだろうと感じている。だから、もてなす側も利害関係者に当たらないだけではなくて、おもてなしというか、呼ばれた市長としても自分の地位が不正に利用されるとの認識を持ったんだというふうには言えない。そういった意味で斉藤意見を前提として条例を解釈する場合にも、私としては当たらないと考えている。

他に意見があればお願いします。

議長

いかがか。そうすると、委員の意見は出尽くしたというふうに考えてよいか。

今まで委員から出た意見をもとに、最終的に本審査会としての結論を出さなければいけないので、嬉野市政治倫理条例第4条、具体的には1項の1号及び2号、これの該当性判断としてはいずれも当たらないというふうに判断するが、よろしいか。ご異論はないか。

続いて条例の11条の規定に基づく説明会開催請求についてはどうか。委員ご意見はないか。

委員

そもそも説明会というのは、斉藤先生の見解に従うと、犯罪を犯しつつなおいすわるような場合に、これこそ政治倫理ですけど、説明をして下さいとなる。本件はそもそも政治倫理条例違反にあたら

	<p>ないので当然用件は含まれないというふうになるかと思う。</p>
議長	<p>委員、ご意見はないか。</p>
委員	<p>委員と全く一緒である。条例の第11条であるが、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、こういう要件で説明会を開催を求めることができますよとあり、4条の違反にはあたらないと認められれば説明会の開催は必要ないかと思う。</p>
議長	<p>委員、お願いします。</p>
委員	<p>私も委員、委員と同じで、11条の開催請求は、4条で基準違反があたらない場合は、開催する必要がないのかなと思う。</p>
委員	<p>委員が言われたことと同じであるが、市長にはこのことについて、議会等で議員の質問において説明する機会が与えられるから、私は市長にお願いしたとおり、議会運営とか執行部の今回3月議会で我々が知りたがっている違反にあたらないという意見も、会食に行ったことは事実であり、セグウェイの視察に行ったときに職員以外の者を同行させたということは事実であるから、そこらあたりについては議会の方で、議員さんの方から質問して頂ければいいのではないか、それで市民の方々がわかるのではないかと思う。審査会としては、説明会の開催はいらない、できないと思っている。</p>
議長	<p>私の方も、今までの議論をもとにすると説明会会請求については、適当と認めないと判断しました。</p> <p>最後になるが、請求者の方から斉藤先生の意見陳述についての要望があっているが、これについては不要と判断するがよろしいか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
議長	<p>私も、法律的な鑑定意見として今まで複数頂いているのはこちらの判断で基礎としているところもあるので、それで十分と判断している。</p> <p>では当委員会の取りまとめと調査報告書の原案については、会長の私にご一任でよろしいか。</p>
全委員	<p>はい。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>全委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次回に原案を提出するので、御審議いただければと考えている。それでは、本日の審議については終わりたいと思う。最後に事務局から本日のまとめをお願いします。</p> <p>本日、慎重審議していただいた。まず最初に市長の質疑応答を行っていただいた。その後、政治倫理に違反するかどうかの議論をしていただいている。本日は、最終的に政治倫理違反と説明会開催についての大きな結論はしていただいたと思う。調査報告書の原案は会長の方にご一任いただくということで決定したと思っている。まとめについては以上となる。</p> <p>次回の審査会の日程についてお願いします。</p> <p>次回の審査会は2月の20日水曜日に開催したいと思うが、委員の皆様のご都合はいかがか。</p> <p>結構です。</p> <p>それでは、次回は2月20日水曜日、時間は午後開催とするが、時間や場所については追ってご連絡させていただきたいと思うのでよろしくをお願いします。</p> <p>最後に他に何かご意見はないか。 無いようですので以上で本日の審議はすべて終わりました。ご協力ありがとうございます。</p>
<p>その他</p>	

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事(4) その他		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり、次回開催日程等の調整がなされた。		
審議経過	議長	その他委員や事務局から何かありませんか。	
	事務局	<p>次回の審査会の日程を調整させていただきたいと思います。</p> <p>次回の審査会は、2月20日水曜日の午後に開催したいと思いますが、委員の皆様の御都合はいかがでしょうか。</p> <p>審査会を開催する要件を満たすようなので、今回は2月20日水曜日の午後に開催いたします。開会時間や場所については追って連絡する。</p>	
	議長	<p>他に何かないか。</p> <p>以上で本日の審議はすべて終わりました。ご協力ありがとうございました。</p>	
その他			

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	4. 開会		
内容	事務局より開会を行った。		
審議経過	事務局	<p>本日は、長時間にわたり慎重審議を行っていただきありがとうございました。</p> <p>本日は、お忙しい中にご出席いただきありがとうございました。</p>	
その他			



平成31年 月 日

嬉野市長 村上 大祐 様

嬉野市政治倫理審査会  
会長 吉田 一穂

### 調 査 意 見 書

嬉野市政治倫理条例第8条第2項の規定により付託を受けた調査案件について、同条例第9条第3項の規定により、意見書を提出します。

#### 記

1 調査対象者の氏名 嬉野市長 村上大祐

2 調査請求の内容

(1) 調査請求書の提出

平成30年11月28日

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号

(3) 調査請求の趣旨

市長（以下「請求対象者」という）は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」で民間事業者と酒食をともにしている（以下「本国会食」という）。

酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者である。

また、「東京ベイコート倶楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているので、金品の授受に当たる。

さらに、このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供応接待にあたるため、政治倫理基準に違反するとしている。

3 審査の経過

(1) 審査会への調査の付託日

平成31年1月9日

## (2) 審査会の会議の経過

	開催日時	審査の内容等
第1回	平成31年1月9日	・調査案件の付託 ・調査請求の趣旨及び調査開始日の公表 ・調査請求の審査
第2回	平成31年1月21日	・調査請求の審議
第3回	平成31年2月1日	・調査請求代表者の補正の審議 ・調査請求の審議
第4回	平成31年2月14日	・調査対象者の意見聴取 ・調査請求の審議
第5回	平成31年2月20日	・調査報告書のとりまとめ

## (3) 審査会での審議の内容

- ① 調査請求は適法として詳細な調査を行うことを決定した。
- ② 嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号の規定はいずれも抽象的であることから、各号の該当性を判断するにあたっては、国家公務員倫理規程の定めを参考にし、禁止行為の存否、すなわち、本件会食が利害関係者による供応接待といえるか、また、利害関係者による供応接待には当たらないとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待といえるのではないかを審議することになった。
- ③ 審査会では、請求者及び請求対象者の双方から提出された全資料を審議における判断資料として取り扱った。また、審査会からも関係者等へ資料の提出を求めた。
- ④ 請求者側から、調査請求代表者を市議会議員から市民(有権者)へ変更する補正の申し入れがあり、これを了承した。
- ⑤ 事実関係を明らかにするため、審査会に請求対象者の出席を求め、直接質問を行った。
- ⑥ 審査会へ提出された資料及び請求対象者の陳述結果に基づき、「茶師プロジェクト」に係る関係者間のやりとりや、本件会食に至る経緯等について詳細な調査を行い、請求対象者における禁止行為の存否を慎重に審議した。

## 4 調査結果

### (1) 審査会の意見

#### ① 利害関係について

本件会食の主催者や参加者(調査対象者を除く)は、嬉野市の茶師を主人公とするアニメ制作企画「茶師プロジェクト」について、平成30年4月頃からLINE上で意見交換を行うなどしていたが、これらの者が「茶師プロジェクト」に関する契約を市と締結した事実はなく、契約の申込みをしているという事実もない。

他方で、本件会食の主催者らは、本件会食に先立ち、LINE上で「茶師プロジェクト」に関連する議事録や、市に対するプレゼン資料なるものを共有しており、

一部の市職員はこれらを認識し得る状況にあったといえる。

しかしながら、LINE上のやりとりや作成された議事録等をもみても、「茶師プロジェクト」が市に対して正式に提案できる程度に内容が具体化されていたとはいえない。

したがって、「茶師プロジェクト」の関係者である本件会食の主催者は、市と契約をしようとしていることが明らかな事業者とはいえず、利害関係者には当たらない。

## ② 供給接待について

利害関係者からの供給接待には当たらない場合であっても、さらに社会通念上相当と認められる程度を超えた供給接待であるかどうかは別途問題となる。

この点につき、本件会食は、請求対象者の出席を前提として企画されたものではなく、かえって立食形式で行われている。

本件会食が開催される経緯や形式からすれば、請求対象者を格別にもてなすという主催者側の意図は認められず、請求対象者が接待供給を受けたとはいえない。

また、請求対象者は、本件会食の主催者が開催する会食に今回初めて参加したのであり、接待を繰り返し受けたという事実は認められない。

さらに、本件会食の主催者はオードブルを用意し、その費用等を負担しているが、その他の飲み物やつまみは参加者の持ち寄りで行われ、請求対象者も自ら購入した嬉野茶を持参し提供している。

そして、本件会食の主催者の負担した金額は参加者一人当たり9,527円であり、これに請求対象者が一応負担と考えられる金額を合わせて考えると、本件会食が社会通念上相当と認められる程度を超えた供給接待に当たるとはいえない。

## (2) 結論

4回にわたって請求内容に基づき慎重に審査したが、請求対象者の今回の行動は、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する政治倫理基準には違反しないことを全会一致で決定した。

## 5 附帯意見

今回は、嬉野市政治倫理条例が制定されてから初めての調査請求案件であった。条例及び施行規則の規定については、解釈や運用がわかりにくいものがあり、請求者の手続きや審査会で判断が難しい場面が見受けられた。政治倫理条例は、市長や市議会議員等の政治倫理を確立するために制定されたものであり、有権者の付託に応えられるよう市民目線でも手続きがわかりやすいように例規を整備していただきたい。また、政治倫理審査会は、市長や市議会議員等の政治倫理を客観的に判断する機関として存在するものであるため、会の運営についても、ルールを明確にし、すべての関係者が条例の趣旨・重要性を認識して関わるができるよう整備していただきたい。

また、今回の案件は、市長の政治倫理の問題のみならず、本市の政治や行政に関わる全ての人が政治倫理や公務員倫理を順守するよう警鐘を鳴らしたものであった。本市における政治倫理確立のために市長などの特別職や市議会議員のみならず、市職員についても高い倫理意識を持ち行動していただくようお願いするものである。

請求者への回答

調査結果回答書

平成31年 月 日

請求代表者 宮崎 誠一 様

嬉野市政治倫理審査会  
会長 吉田 一穂

平成30年11月28日付けで請求があった調査結果を嬉野市政治倫理条例第9条第3項の規定により、回答します。

記

1 請求内容

(1) 調査対象者の氏名 嬉野市長 村上大祐

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項  
嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号

(3) 調査請求の趣旨

市長（以下「請求対象者」という）は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」で民間事業者と酒食をともにしている（以下「本件会食」という）。

酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者である。

また、「東京ベイコート倶楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているため、金品の授受に当たる。

さらに、このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供応接待にあたるため、政治倫理基準に違反するとしている。

2 調査結果

4回にわたって請求内容に基づき慎重に審査したが、請求対象者の今回の行動は、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する政治倫理基準には違反しないことを全会一致で決定した。

## 理由

### ①利害関係について

本件会食の主催者や参加者（調査対象者を除く）は、嬉野市の茶師を主人公とするアニメ制作企画「茶師プロジェクト」について、平成30年4月頃からLINE上で意見交換を行うなどしていたが、これらの者が「茶師プロジェクト」に関する契約を市と締結した事実はなく、契約の申込みをしているという事実もない。

他方で、本件会食の主催者らは、本件会食に先立ち、LINE上で「茶師プロジェクト」に関連する議事録や、市に対するプレゼン資料なるものを共有しており、一部の市職員はこれらを認識し得る状況にあったといえる。

しかしながら、LINE上のやりとりや作成された議事録等をも、茶師プロジェクトが市に対して正式に提案できる程度に内容が具体化されていたとはいえない。

したがって、「茶師プロジェクト」の関係者である本件会食の主催者は、市と契約をしようとしていることが明らかな事業者とはいえず、利害関係者には当たらない。

### ②供給接待について

利害関係者からの供給接待には当たらない場合であっても、さらに社会通念上相当と認められる程度を超えた供給接待であるかどうかは別途問題となる。

この点につき、本件会食は、請求対象者の出席を前提として企画されたものではなく、かえって立食形式で行われている。

本件会食が開催される経緯や形式からすれば、請求対象者を格別にもてなすという主催者側の意図は認められず、請求対象者が接待供給を受けたとはいえない。

また、請求対象者は、本件会食の主催者が開催する会食に今回初めて参加したのであり、接待を繰り返し受けたという事実は認められない。

さらに、本件会食の主催者はオードブルを用意し、その費用等を負担しているが、その他の飲み物やつまみは参加者の持ち寄りで行われ、請求対象者も自ら購入した嬉野茶を持参し提供している。

そして、本件会食の主催者の負担した金額は参加者一人当たり9,527円であり、これに請求対象者が一応負担と考えられる金額を合わせて考えると、本件会食が社会通念上相当と認められる程度を超えた供給接待に当たるとはいえない。

市長提出及び公表用

平成31年 月 日

嬉野市長 村上大祐 様

嬉野市政治倫理審査会  
会長 吉田一穂

説明会開催請求審査結果報告書

嬉野市政治倫理条例第11条第2項の規定により付託を受けた説明会開催請求案件について、同条第3項の規定により、報告します。

記

1 説明会開催請求対象者の氏名 嬉野市長 村上大祐

2 説明会開催請求の内容

(1) 説明会開催請求書の提出  
平成30年11月28日

(2) 説明会開催請求の趣旨

請求対象者である市長は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」で民間事業者と酒食をともにしている。

酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者である。

また、「東京ベイコート倶楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているため、金品の授受に当たる。

さらに、このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供応接待にあたるため、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する政治倫理基準に違反するとして説明会開催を求めている。

(3) 審査会への調査の付託日

平成31年1月9日

2 審査結果

説明会開催の必要性はないと全会一致で決定した。

#### 理由

本請求は同時に提出された調査請求の内容に基づき説明会開催請求を行うものである。調査請求については、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する政治倫理基準に違反しないと決定されており、説明会開催もその必要性はないと決定する。

2019年2月18日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

## 政治倫理条例に抵触せずとの判断について請求者意見

### —第4回審査会における委員発言への指摘—

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表  
宮崎誠一

2月14日の第4回審査会における委員の発言と、村上大祐市長の行為が政治倫理条例に抵触しないとの結論について、請求者の立場から意見を述べます。

■■■■■：第2章第7号、嬉野市が契約をするか否かの見方。**契約を申し込もうとしていることが明らかな事業者等**。茶師プロジェクトのメンバーが事業者等に当たるのか。アニメなるもの内容が漠然としている、抽象的な段階。アニメ制作を提言できる状態とは判断しにくい。アニメ制作関係者が多いとはいえ、一事業体と言えるか。アニメについて話し合うグループにとどまっている。契約を申し込もうとしていることが明らかな事業者等には当たらない。嬉野市の利害関係者かと言われると、ちょっと当たらない。

→請求者が第4回審査会に提出した「第3回審査会発言への請求者意見」において、国家公務員倫理規程によれば「契約の申し込みをしようとしている者」のほか、「所管する業界において事業を営む企業」も利害関係者とされている【第4回審査会資料1「国家公務員の倫理保持のためのルール」】。建設・新幹線課まちづくり推進室では国内外でのプロモーション、嬉野市PRのためのウェブや動画作成の実績もあり、平成30年6月補正予算においてはテレビ番組制作の業務委託も盛り込まれていた。さらに公務出張においても同行しており、相手方が業務と無関係と主張するには無理がある。これらの経緯を踏まえれば、「茶師プロジェクト」のアニメ企画関係者についても、まちづくり推進室が所管する業界において事業を営む企業と十分認められる。今回の会食の相手方はまさしく所管する業界の事業者であり、契約を申し込もうとしているかどうかは関係ない。「契約を申し込もうとしようとしていることが明らかな」であることのみ利害関係者の要件としている指摘は誤りである。そもそも市長においては市政運営の全権を掌握しており、所管する業界は幅広く捉えられる。この点において、会食の相手方が所管する業界の関係者であり、すなわち利害関係者であったことに疑問の余地はない—と指摘したが、これは何ら検討されないのか。



■■■■■：N A Cの費用負担された方との利害関係性になってくるかと思います。(中略) 嬉野市に対する茶師プロジェクトの正式な提案がなされたとは言えない。「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」という発言があるんですが、この時点では**社交辞令の範疇を超えるものではない**んじゃないか。茶師プロジェクト、潜在的な利害関係性にとどまる。今回、主に費用を負担された■■■■■氏が市長と利害関係を有していたとは考えられない。

→LINEグループ「茶師プロジェクト」における■■■■■副課長の発言回数は非常に少ない。■■■■■副課長や村上大祐市長はFacebookのメッセージを中心に利用していたためでもあるが、このコメントが社交辞令の範囲とは到底思えない。村上市長を会食に誘い、関係者と引き合わせる事ができたことを明確に示す投稿である。なぜならば、この■■■■■副課長の発言は、アニメ制作会社「天狗工房」の■■■■■社長が「何かしらのカタチにして よい前例が作ればと！！ 激烈よろしくお願ひします！！」と述べ、ゲーム会社「ハイド」社長の■■■■■氏が「まずは、なにかしら実行&実施することかとおもいますので！ ■■■■さんの各種提案は、その後の拡散等考えると 非常によいご提案と個人的に感じております w(激烈!!) さすがです！」と続けた後になされたものだからである【調査請求書・別添資料3の2】。

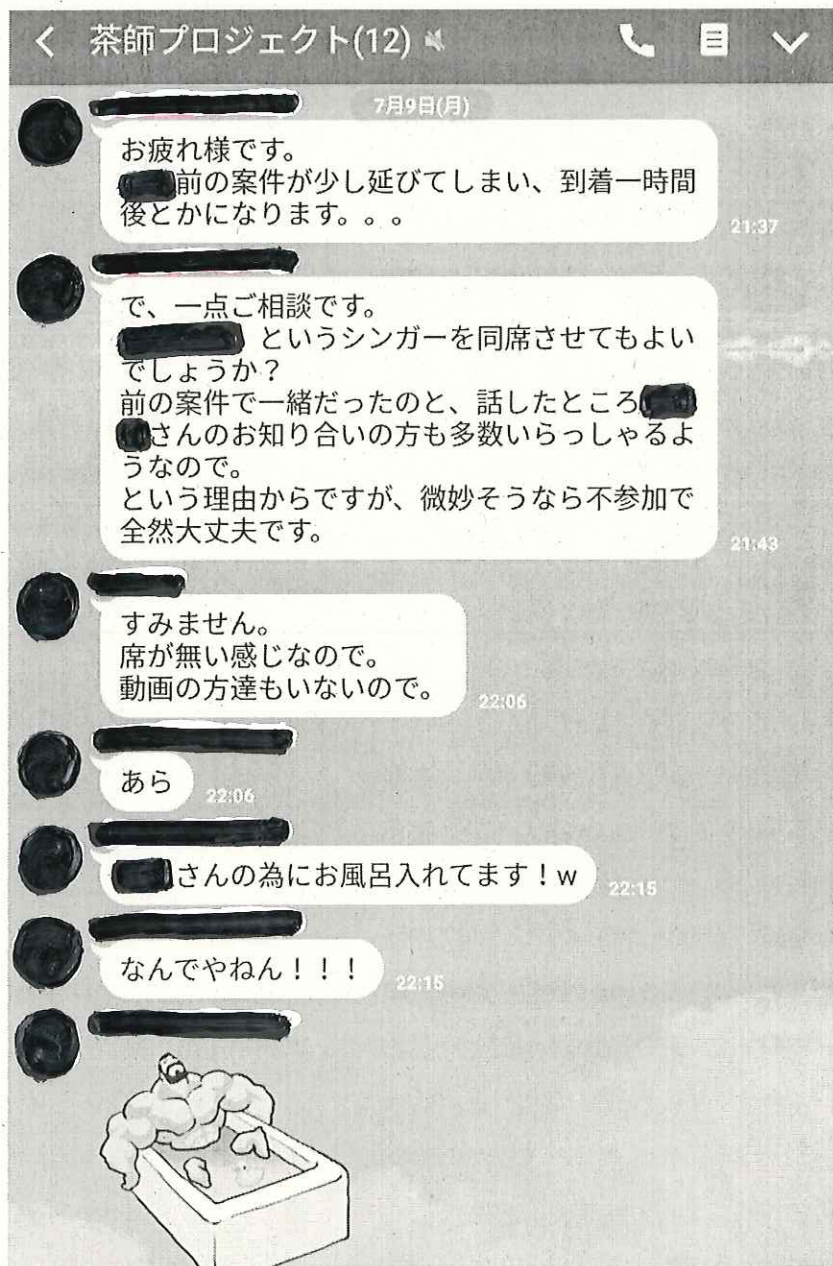
■■■■■：**供給接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当といえる程度を超えて利益を受けてはならない**と。供給接待に当たるのか。当たるとしてどの程度のものか。酒食を提供してもてなすこと。供給については通常は一席を設けてもてなすこと。対比的な使われ方として**立食パーティー**がある。多数の者が出席する立食パーティー。例外的に認めてよいと。立食パーティーとは立食形式で行われるもの。部屋の隅に椅子が置かれていても構わない。**下心があるときに人をもてなすときに、当然席を設ける。接待するならちゃんとしなさい**ということになる。(酒の肴を) みんなでつまましようという、画像(写真)から見ても読み取れる。ビュッフェ方式であります。少々人が増えたり減ったりしてもいい。特定の人をもてなすというものではない。そもそも、供給接待かどうか怪しい。供給接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当を超える利益供与を禁止している。**費用を一人当たりで割ると1万円ぐらいの話**。金額としてはそこそこのものではあります。要するに**会社の保養施設**として、立派な施設ですけども、利用してこういう**立食型のパーティー**を開いたと。そこに市長も招待したと。供給接待にはそもそも当たらないのではないかと。仮にここがグレーゾーンだとしても、**1回きり**のものですし、そこまでは言えない。公務員倫理に反する行

為とはみれないのではないかと。立食パーティーであれば額は問わない。5000円を超えるときは本省の課長補佐級以上の職員は贈与等報告書を提出する。立食パーティーであれば、不正な関わりがない。接待というのは当然席を設けて、もてなすことであって。

→社会通念上相当を超えるのは「繰り返し」が必須要件ではない【別添資料5の1「事業者の立場から見た公務員との接触ルールについて」16ページ】。①原因・理由の相当性②対象者の限定性（公務員限定か）③金額（高額すぎないか）④頻度⑤相手との関係性（利害関係者に近いかな）を総合的に考慮しなければならない。■■■■のいう「立食パーティー」の定義が根本的におかしい。会員制リゾートホテルの最上級客室の「部屋飲み」は極めて閉鎖的であり、立食パーティーとは真逆の様態である。

指定席ではないにせよ、座れない状態でまで出席させないようにしており、立食形式でもないでもない。■■■■氏は「すみません。席が無い感じなので。」と断っている。

国家公務員倫理規程が定義する立食パーティーとは「20名程度以上」が参加するもので、今回の会食が該当しないことは明らかだ【別添資料5の2「公務員倫理（基本教材）」31ページ、第4回審査会資料1「国家公務員の倫理保持の



ためのルール」 5 ページ】。

■■■■：繰り返しが無い。その地位を利用してということ。市長が参加するということは皆さん知ってなかったということで、紹介をされて、嬉野市長も来たんだという会合になったというふうに判断されるので、2号に反するまでにはいかない。

■■■■：この会食が最初から予定されていて、市長を招待するという趣旨の会食ではない。職員さんが東京に来たのもてなすという。職員さんについては私もどうかと思う。こういう泊まったり、接待を受けたりというのは問題があるのではないかと思いますけれども、それは別問題。市長の政倫条例違反だけを考えると、**供応接待等は一席を設けてもてなすこと**でありますので、**別の目的で予定されていた立食形式のパーティーに行きませんか**ということで、やってきた方は、もうちょっと考えてくださいということはあるのかもしれませんが、これを市長としてふさわしくないという判断は私はできない。

■■■■：供応接待が飲食提供だけではダメ。**もてなして利益を享受できるようなそういう関係性を構築できるような目的**。もてなすというは場を設定して来ていただくわけですから、**市長が来た段階で揃っていないのがまず一つ**。LINEは判断の柱だが、市長が参加するかどうかに触れられていない。ある意味その場で急きよ市長に声を掛けたら、行きますよということで実現した会食かな。市長が来なくても実現した会食。**供応接待ではない**など。

→結果として酒食をともにし、相手方が嬉野市長だと分かっている。事前に予定していたかどうかは関係ない。仮にこれが覆面舞踏会で、相手方が最後まで市長だと認識しなければ成り立つ理屈だ。相手方が村上大祐氏を嬉野市長だと認識し、酒食のもてなしをしているのだから、市長の地位を踏まえた上での「いかなる金品の授受」を禁じる2号に反していることは明らかだ。

■■■■：接待と言えるのかグレー。会食に当たってNACの■■■■さんが負担された金額というのが、記録によると10万5300円。参加者で頭割りすると9527円になると市長側が言っています。市長は会費は払っていない。嬉野茶が9320円相当で持参をした。対価的にはおおむね釣り合っているとの弁明があった。請求者側は嬉野茶をほんとは買ったかどうかと指摘しているが、おそらく持って行ったと、金額的にもそこそこする金額。対価として全く均衡していなくても、**社会通念上相当と認められる程度を超えた提供であったか**ということ、そこはそうではないんじゃないかと。

→村上市長の1月21日付弁明書(5)の「第1 本件会食の対価について」において、「被請求者が本件会食に対価として持参した嬉野茶は下記品目6点であり、金額に換算すると、9320円程度となる。」をそのまま事実認定している点は容認できない。これは1月4日付の弁明書にある「会食は参加者が持ち寄る形式で、私自身が常に携行している『うれしの茶』を参加者に配った。会食全体かかった費用はルームチャージを合わせても1人当たり9527円程度で、社会的儀礼の範囲を超える供給を受けたとはいえない」で、主張した1人当たりの金額に見合った分のお茶を配ったという図式で弁明しただけである。

仮に9320円のお茶6点を配っていたとする。東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である[ ]の陳述書(1月7日付)によれば「村上市長は、嬉野茶を5、6点持参し、会食中、参加者に配っていました。」という。参加者1人に1袋を渡したと解する。とすれば、[ ]氏には $9320 \div 6 = 1553$ 円しか対価を支払っていないことになる。だが実際は、購入したのは4点にとどまり、残る2点は村上氏の妻がもらったものだ。従って村上氏の負担額は7320円であり、[ ]氏には1220円しか払っていないという計算になる。さらに気になるのは、[ ]氏が「村上市長からお茶をいただきました」と話していない点だ。「参加者に配っていました」ということであって、[ ]氏には渡されていないのではないか。[ ]氏がお茶を受け取っていないければ、対価はゼロということになる。割り勘でなければ金品を授受したことになる【第4回審査会資料1「国家公務員の倫理保持のためのルール」5ページ】。

1月4日付弁明書では「被請求者は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶5、6点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが2、3点、嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったものが2、3点である。」と主張していた。供述が明らかに変遷しており、審査会が何ら信憑性の評価をしていない点がはなはだ疑問だ。市長が携行している「うれしの茶」は交際費で購入した物であり、「応分の負担」と言えないだけでなく、公金の不適切な支出でもある【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】。視察先に配布するお茶を私費で買う意味が全く見いだせない。

[ ]：東京ベイコート倶楽部の客室購入費、利用権これが2000万円なのか1710万円なのか。これを供給の母数として入れるのはできないんじゃないか。それ

を認めてしまうと、仮に市長が豪華な自宅に招かれただけで、**供応接待に当たってしまう**ので、単純にコストとして入れられないかな。どういう振る舞いをしていたか。画像が外に出ている。画像をよく見ますと、市の職員がシャンパングラスを持って気泡風呂に入ったり、バスローブを着たり、会員制ホテルに泊まってしまっている。一般の市民からすると、ちょっとやりすぎではないかとの印象を受けるのは否定できないかなと。市長の振る舞いを同列には論じられない。**手のひらに泡風呂の泡を載せて吹いていた**という程度で、**はめを外すもてなしを受けていた**とは言えない。社会通念上相当を超えたとも、供応接待とも言えない。

→1月4日付弁明書の「【計算式】4万3200円+3万1050円×2点÷11名÷9527円」を疑問なく採用していることに愕然とする。`受益の計算、に持ち寄った酒代はおろか、ホテルのコストが含まれていない。会場は居酒屋やカラオケボックスではないのである。①ロイヤルスイート（発売時価格税抜き2000万円）を購入した者からの紹介が必須で一般人は決して立ち入れない②ルームチャージがイコール「ホテルコスト」ではない。部屋の購入費は当然「会場費・宿泊費」に加味される。購入に当たっては登記費用、不動産取得税がそれぞれ約10万円、固定資産税約4万円かかり、毎年、年会費二十数万円、固定資産税約4万円を要する。●氏の場合は新規購入ではなく、転売された部屋を購入したようであるが、毎年のコストは同等である③東京ベイコート倶楽部のロイヤルスイート（120㎡）を同等の客室と比較すると「ペニンシュラ東京」のジュニアスイート（116㎡）、「リッツカールトン東京」カールトンスイート（120㎡）いずれも二十数万円程度であり、「社会通念上相当」を超えた会場だったことは歴然としている。

また、1月4日付の村上市長弁明書「会場が自宅である場合と何ら異ならないものといえる。」をそのまま受け入れている点も到底容認できない。豪華な自宅と豪華な会員制リゾートホテルの客室は同じものではない。

村上市長が公務員・政治倫理上の判断をせず、会員制リゾートホテルの一室で会食をしてしまったという事実は動かしようがない。政治家は結果責任を負うものである。相手方は建設・新幹線課まちづくり推進室においては、所管の業界関係者であり、酒食とともにすること自体が不可。最上級の「ロイヤルスイート」にスパ・朝食付きで宿泊しており、無償の役務の提供を受けているため、確実にアウトである。

しかし、村上市長は1月4日付弁明書において「被請求者の撮影時の格好（手のひら

に載せた気泡風呂の泡を吹く)は、撮影者から促され、戯れに応じたものである。」と回答している。村上市長は市職員の公務員倫理規程違反行為を見逃したばかりか、一緒になって興じているのだ。村上市長は嬉野市のトップとして、市職員を指導監督する立場にある。何の政治倫理上の責任もないというのであろうか。

●：斎藤教授の法令解釈、確かにずれているところもある。斎藤教授のご理解を前提としたとしても、条例に反していないんじゃないかと考えておりました。倫理条例の4条1項1号、市民の代表者としての信用失墜行為を禁止している。主だったものが利害関係者からの利益供与。会合での振る舞いというのが、それを見た市民からどう映るかというのがポイント。市長としては泡風呂の泡を吹いていたというだけで、何かそれ以上のやましい行為をしていたんじゃないかという疑惑までは感じるころはなかった。4条1項2号、その地位を利用していかなる金品も、**市長が認識していたかが必要**。市長としての認識、**利用されているという認識なかった**。呼ばれた市長としても地位が不正に利用されるとは言えない。斎藤意見を前提としても条例違反には当たらない。

→政治倫理審査会は、結果として「村上市長が(国家)公務員倫理規程に抵触するか否か」の判断しかしなかったと言える請求者側は市職員の公務員倫理規程違反を指摘し、それを正すどころか、一緒に興じた村上市長の政治倫理条例上の行為を問うた。しかし、せつかく斎藤文男先生に再三、鑑定意見書を出していただいたのに、●ですらきちんと読み込まれていないようだ。先生は利益を受ける側に地位利用の認識は必要ないと指摘されている。有利な取り計らいに明示的な申し出は不要。嬉野市の全権を掌握する市長に対しては、「顔合わせ」ができれば関係者にとって会食の目的は果たされたと言え、その場での企画提案は必ずしも必要ではない。繰り返し指摘したことが全く顧みられず、無念である【第4回審査会提出・鑑定意見書その3、誤記訂正(斎藤先生)】。

●：説明会開催請求は適当ではない。斎藤先生の意見陳述不要と判断。鑑定意見書は判断の基礎にしている部分はございますので、それで十分かと判断しております。

→村上市長側の言い分のみ偏重し、請求者側の指摘を真摯に受け止めなかった審査だった。斎藤先生ご指摘の通り、本来であれば請求者と被請求者が口頭でやり取りするのが正常な政治倫理審査会だ。第4回審査会でも、請求者側の指摘を検討することなく、条例に抵触しないとの結論を示した。遺憾の極みである。



村上：嬉野のことに興味を持ってくれているということでありましたので、まさにトップセールス。また、著名な方もいらっしゃるしますので、市の通常教務で合わない業態の方だということも何となく察しましたので、そういうことであれば見聞を広めるためということも併せて参加するということを決めた。

当初の「私的な会合」から主張が変遷している。公務の意味合いもあるということなのか。私的な関係とは到底言えないことに気付いたからであろう【別添資料5の1「事業者の立場から見た公務員との接触ルールについて」15ページ】。いずれにしても、どうして、会食の問題を指摘した者や Facebook で会食写真が転載された際に、公に説明しなかったのか。また、主張が変わっている点を審査会が問題にしていないのはなぜか。

吉田：市長も泡を手に載せている写真がアップされている。

村上：ボコボコ上がっている。どういうものかなと。ふと、その辺で吹いたということではあります。

吉田：市職員の行動に対して思ったことあるか。

村上：いろいろと内輪の中でもありますので、いろいろと周りのノリみたいなどころでしているところがあるのではないかと。

吉田：その日、市の職員は宿泊されている。

村上：はい。

吉田：それについてその時点でのお考えは。

村上：結果として宿泊したのはあまりよろしいことではないというふうに考えております。

建設・新幹線課の[ ]副課長が泡風呂に入り、[ ]主査らと宿泊しているのを黙認したのは、嬉野市のトップである市長の政治倫理上の問題にならないのか。複数筋から明白な公務員倫理規程違反を指摘されながら、村上市長は現在まで一切の処分を行っていない。泡を吹いた点だけを切り取り、市長としてふさわしい行為だったか否かを判断するのは、著しく妥当性を欠いている。木を見て森を見ずの議論だ。

山下副会長：見たところ、それぞれに席を設けている形ではなくて、ビュッフェ



方式か。

村上：指定席というわけではなく、移動もした。そういう認識で差し支えなからうかと。

山下：会合に出席した動機が嬉野をPRしたい、見識を広めたいということでありまして、特に今日地方自治体は少子高齢化で、以下に自治体としての魅力を高めていくかというのがどこの自治体でも重要なことになっているということは間違いない。そういう意味で、人脈を広げ、嬉野を売り込むというのは重要なことだと思いますけれども、一方、政治倫理条例が求める倫理基準、相手方との距離の問題。市長としてのお考えは。

村上：なるべくみなさんと近いところで親しみやすさを打ち出すのも市の魅力をアピールすることだと思っておりましたので、その辺は若くして市長になっているということもありますので、なるべくみなさんと波長、アンテナを合わすというのもしなくてはいけないというふうに思っておりましたけれども、今回、こういったことで**誤解を招きかねない**ということも、一つ教訓として、私の中でも**しっかり刻まなければいけません**ので、その辺は**今後については吟味、熟慮する必要**があるというふうに考えております。

村上市長も審査会も、今後の話ではなく、今回の話をすべきだった。「誤解を招く→季下に冠を正した」ということであり、結果責任を問われる。「私的な会合」だったものが、山下副会長により「人脈を広げ、嬉野を売り込む」という理由付けがなされ、それに村上市長も乗っかっている。政治倫理審査会の副会長が助け船を出す形になっており、請求者からは到底理解できないやり取りである。

村上：会食の事実に加えて、憶測や風聞も加えて拡散したということで嬉野市や嬉野市役所に対するイメージを損なう事態を招いたということは私の不徳のいたすところであると思いますし、その辺についてはしっかり責任を取っていく所存でございます。今後、**いろいろ新幹線事業も含めて大型事業が控えておるわけ**であります。**一点の曇りもないように、そういった契約の成立過程についてしっかり透明性を今まで以上に確保しながら慎重に、市民の方にしっかり説明をしながら、進めていく。**そういった中で、市民のご期待に応えていきたいというふうに考えておるところでございます。

憶測や風聞というのは、建設・新幹線課まちづくり推進室と嬉野創生機構の受発注関係における不明朗さが根底にある。写真を転載した市民はそれを認識していた。平成30年9月14日には、公益通報を発端に東京ベイコート倶楽部での会食を含め具体的な問題指摘がなされた。その際に村上市長は「これまでの流れでいくと、ずいぶん今後の計画も含めて、**(嬉野) 創生機構ありきで話が進んでいるものがいくつか見受けられました**。それについては「**白紙**」にしなければいけないと。その中でもう一回ゼロベースで事業を見直して再構築をしないことには、一点の曇りもないものにはならんだろうと思いますので、私は**そのように指示をいたしました**」と答えた。しかし、その後すぐ一切の問題を否定し、見直しも全く行っていない。建設・新幹線課まちづくり推進室の発注業務については「嬉野をよくする市民の会」が住民監査請求を3件行っており、今後も予定している。だが、この監査請求についても村上市長は一切の公的な見解を示していない。言っていることとやっていることがはなはだしく乖離しており、発言に信頼が置けない。

いずれしても、審査会は市民の会が提出した村上市長に対する質問を無視した。市長側の弁明書、陳述書を採用する一方で、市民の会の資料や陳述書を軽んじている。市民側の意見陳述も認めておらず、もっぱら村上市長側の言い訳を聞く側に回っている。政治倫理審査会は誰のため、何のために開かれているのか、審査会委員は全く理解していないと言わざるを得ない。残念である。